

## 私立各種学校設置認可等審査基準の一部改正について

### 新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>(施設及び設備)</p> <p>第10条 施設には、教育目的以外の目的に継続的に使用する施設（学校法人（準学校法人を含む。）が寄附行為に定める附帯事業又は付随事業若しくは認可を受けた収益事業を直接行うための施設を除く。）が含まれてはならない。</p> <p>2 校舎、校具その他の施設、設備は、負担付き（第12条第1項第2号の借入金に係る担保とされているものを除く。）又は借用であってはならない。<u>ただし、設備については、リース、賃貸借又は使用貸借の契約書が締結されている場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 校舎は、同一敷地内で設置することを原則とする。ただし、教育の質の向上を図る目的で複数の場所に分けて校舎を設ける場合には、本校との一体性が確保されていること。</p> <p>4 校舎、校具その他の施設、設備は、各種学校の設置認可申請時点において、現行の建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令が定める基準に適合し、学习上、安全上、保健衛生上及び管理運営上適切なものでなければならない。</p> <p>5 教室の数は、学級の数と同数を確保しなければならない。</p>	<p>(施設及び設備)</p> <p>第10条 施設には、教育目的以外の目的に継続的に使用する施設（学校法人（準学校法人を含む。）が寄附行為に定める附帯事業又は付随事業若しくは認可を受けた収益事業を直接行うための施設を除く。）が含まれてはならない。</p> <p>2 校舎、校具その他の施設、設備は、負担付き（第12条第1項第2号の借入金に係る担保とされているものを除く。）又は借用であってはならない。<u>ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実と認められた場合は、この限りではない。</u></p> <p>3 校舎は、同一敷地内で設置することを原則とする。ただし、教育の質の向上を図る目的で複数の場所に分けて校舎を設ける場合には、本校との一体性が確保されていること。</p> <p>4 校舎、校具その他の施設、設備は、各種学校の設置認可申請時点において、現行の建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令が定める基準に適合し、学习上、安全上、保健衛生上及び管理運営上適切なものでなければならない。</p> <p>5 教室の数は、学級の数と同数を確保しなければならない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この基準は、令和7年 月 日から施行する。